

平成19年11月28日

資 料

平成19年度

第1回豊田市地域自立支援協議会

- 1 豊田市地域自立支援協議会 . . . . . 3ページ
- 2 豊田市地域自立支援協議会要綱 . . . . . 6ページ
- 3 豊田市地域自立支援協議会委員名簿 . . . . . 9ページ
- 4 豊田市地域自立支援協議会担当者会議構成メンバー名簿 . . . . . 10ページ
- 5 サービス検討部会の設置について（案） . . . . . 11ページ
- 6 個別支援部会の設置について（案） . . . . . 15ページ
- 7 課題検討部会の設置について（案） . . . . . 17ページ



# 豊田市地域自立支援協議会

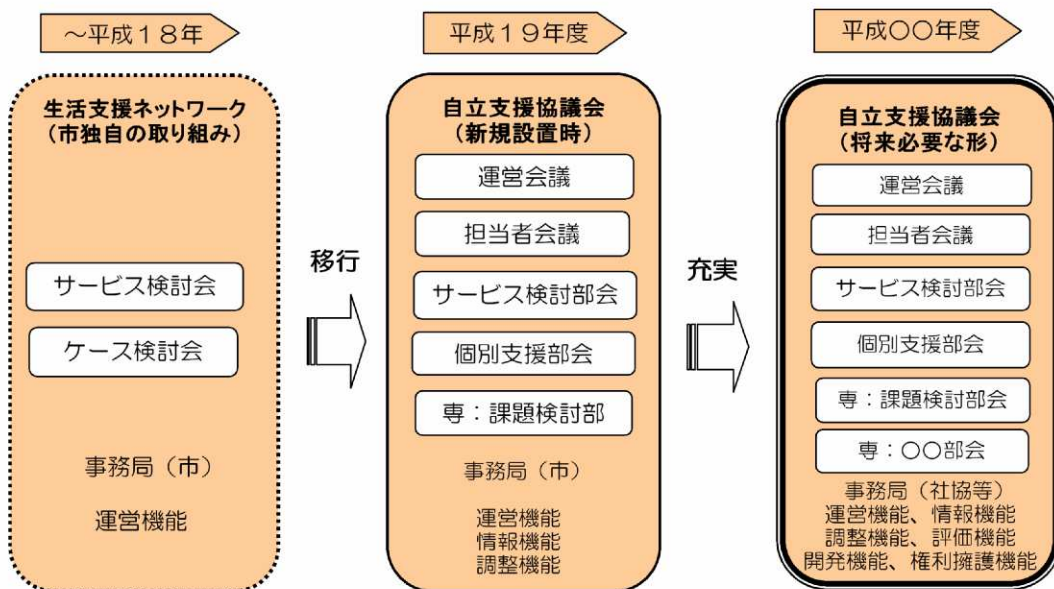
## 1 地域自立支援協議会とは？

障害者自立支援法では、市町村の責務として、障がい者の生活を支えるための相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たす機関として「地域自立支援協議会」を設置することとしています。

豊田市では、それを受けて、地域の関係者がネットワークを構築し、地域のニーズ、地域の課題を定期的に話し合っ解決を図るための機関として、「豊田市地域自立支援協議会」を設置します。「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を共通の目的とし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、自分らしく暮らすことのできる地域づくりを目指していきます。

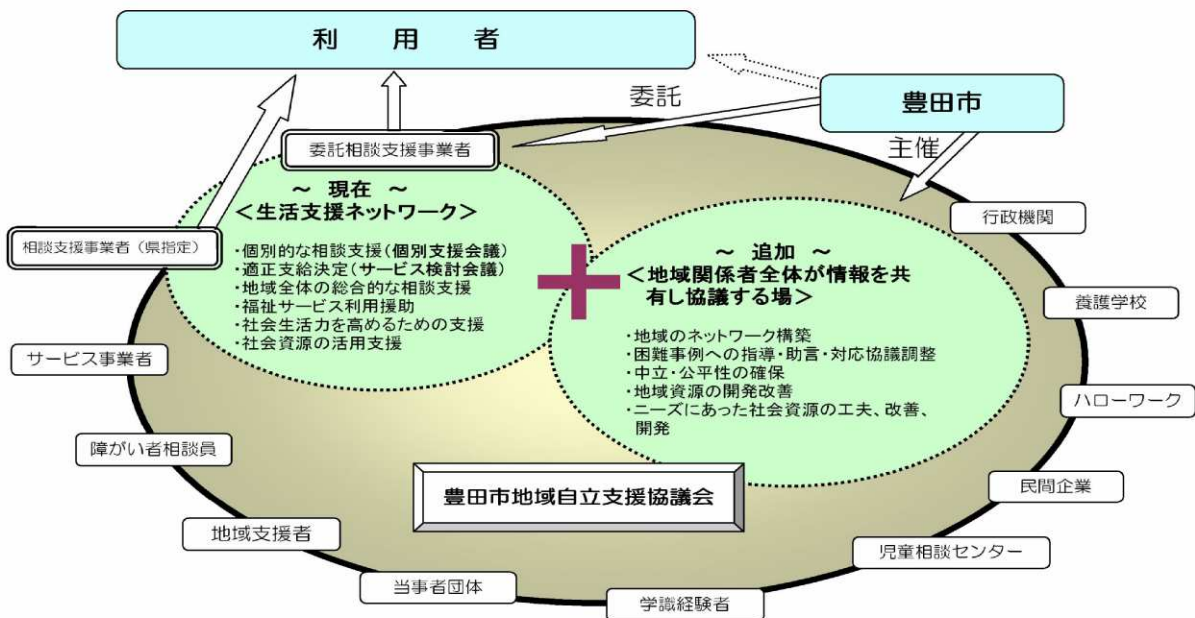
## 2 協議会って全く新しい取り組みなの？

豊田市においては、平成15年4月の支援費制度の施行と同時に、相談支援事業者のネットワークである「生活支援ネットワーク」を構築し、障がい児者の生活を支えるために必要な相談支援事業の推進を図るとともに、サービス検討会を毎月開催し、すべての利用者に対し公平・公正な支給決定に努めてきました。この「生活支援ネットワーク」を自立支援協議会に移行し、今までのサービス検討会、ケース検討会で把握された地域の課題、問題点を、地域の幅広い構成メンバーで協議をしていけるようネットワークの輪を広げていきます。



### 3 協議会の構成メンバーは？

今までの生活支援ネットワークが相談支援事業者中心であったのに対し、地域自立支援協議会では、地域で生活する障がい児者が抱える様々なニーズ、課題に幅広く対応するため、保健、医療、福祉、教育、就労、学識経験者等の他分野・多職種のメンバーで構成しています。

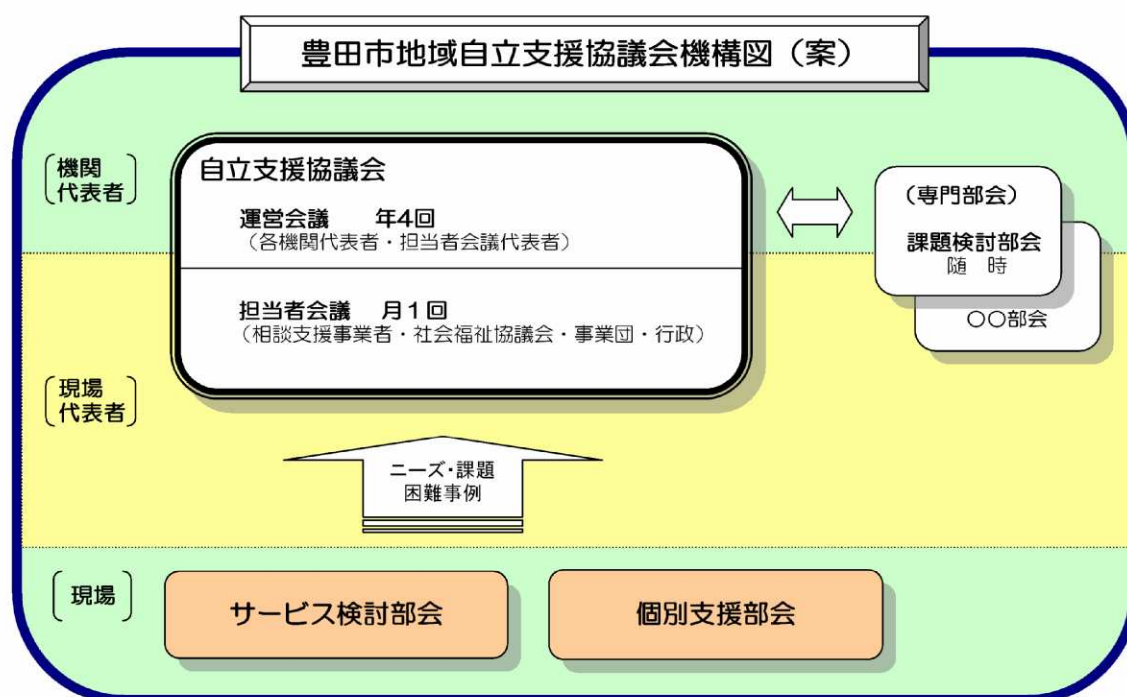


### 4 協議会のしくみは？

協議会では、平成15年4月から「生活支援ネットワーク」の取り組みで行われてきたサービス検討会、ケース検討会を「サービス検討部会（常設）」「個別支援部会（随時）」として設置します。各部会を通して把握された地域の利用者の個別の情報、ニーズ、課題はすべて担当者会議に集約されます。

担当者会議では、利用者が一番近い立場の相談支援事業者が中心となり、集約された情報、ニーズ、課題について定期的（月1回）に整理、分析、調整、協議を行います。整理、分析、調整、協議が行われた個別の課題は、共通点が焦点化され地域課題となり、他分野・他職種の委員で構成される運営会議へと報告、提案されます。

運営会議では、他分野・他職種の代表者で構成される委員が、担当者会議から報告される地域課題や提案について協議、検討、決定を行います（年4回）。また、相談支援事業者の中立・公平性を確保するための運営評価に関すること、障がい福祉計画の進捗状況の点検・評価に関することも行っていきます。その他、運営会議において、問題提議された内容や協議された内容のうち、必要に応じてテーマ別に専門部会を設置し、調査、研究を行います。



## 5 協議会はできたらそのままずっと続くの？

協議会の目的は「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」です。協議会が設置されることにより、関係者全員が共通の目的を持ち、地域全体で何とかしようと歩きだせるネットワーク体制が構築されます。支援体制や社会資源の整備等、地域の実情に合わせたステップアップを常に図り、地域づくりを続けていきます。

運営会議の委員の任期は3年（ただし、当初は21年3月末まで）です。これは、障がい福祉計画の計画期間にあわせて設定し、委員を再任することもできます。

## 豊田市地域自立支援協議会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第2条第1項の規定を踏まえ、豊田市地域自立支援協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業の適正な実施と障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワーク構築し推進し、協議する機関として、豊田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に定める機関で組織する。

- 2 協議会の運営を行うため、運営会議及び担当者会議を置く。
- 3 運営会議は委員25名以内、担当者会議は20名以内の構成メンバーで組織する。

### (所掌事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 地域課題への対応に関すること。
- (4) 障がい福祉サービスの支給決定に関すること。
- (5) 困難事例の対応に関すること。
- (6) その他障がい者福祉の増進に関すること

### (委員等)

第5条 運営会議の委員は、別表に定める関係機関の代表者のうちから市長が委嘱する。

- 2 担当者会議の構成メンバーは、別表に定める関係機関の実務担当者のうちから市長が決定する。

### (会長及び副会長等)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、委員の互選により定める。
  - (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理するほか、運営会議の議長を兼ねる。
  - (3) 副会長は、あらかじめ会長が指名し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 2 担当者会議に議長を置き、構成メンバーの互選により定める。

### (任期)

第7条 委員及び構成メンバーの任期は3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び構成メンバーが欠けた場合の補欠委員及び補欠構成メンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議の開催は次のとおりとし、議長が招集する。

(1) 運営会議 原則として年4回、ただし、必要と認める場合は随時開催できる。

(2) 担当者会議 原則として月1回、ただし、必要と認める場合は随時開催できる。

2 会議は、委員又は構成メンバーの過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員又は構成メンバーの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議には、必要に応じて委員又は構成メンバー以外の者の出席を求めることができるものとする。

(部会等)

第9条 協議会の所掌事務のうち、特定の事務又は専門的な事項を所掌するため、次に掲げる部会を置くものとする。

(1) サービス検討部会 第4条第4号に規定する支給決定に関する事務(常時設置)

(2) 個別支援部会 第4条第5号に規定する困難事例に関する事務(常時設置)

(3) 専門部会 専門的な事項についての調査・研究等(必要に応じて設置)

2 前項に定める部会の構成メンバー及び運営に関する事項は、別に定めるものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び構成メンバーは、協議会の活動を通じて知り得た個人情報や秘密について、他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降、最初に委嘱される委員及び決定される構成メンバーの任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

別表（第3条、第5条関係）

	委員の分類
1	学識経験者
2	就労支援機関
3	雇用関係機関
4	教育関係機関
5	障がい者相談員
6	地域支援者
7	当事者団体
8	相談支援事業者
9	指定障がい支援施設
10	保健、医療機関
11	行政機関

◎ 豊田市地域自立支援協議会委員名簿

No.	分類	所属先	職名	氏名
1	学識経験者	日本福祉大学	教授	平野 隆之
2	就労支援機関	ハローワーク	特別援助部門 統括職業指導官	寺脇 修
3	教育関係機関	豊田養護学校	進路指導主事	佐藤 健哉
4	〃	豊田高等養護学校	進路指導主事	西堀 哲夫
5	〃	三好養護学校	進路指導主事	三輪 喜久男
6	〃	パルクとよた	指導主事	伊藤 悦子
7	障がい者相談員	障がい者相談員（身体）	相談員	柴田 義秋
8	〃	〃 （知的）	相談員	伊藤 祥子
9	地域支援者	民生委員児童委員協議会	理事（障がい者児福 祉部会長）	宮原 淳
10	当事者団体	豊田市身障協会	副会長	大塚 明
11	〃	心身障害児・者育成会	事務局長	大西 豊
12	〃	精神障害者家族会	会長	杉田 当代
13	相談支援事業者	豊田市社会福祉協議会	地域福祉サービスセ ンター所長	長嶋 鋭治
14	〃	むもん生活支援センター	支援センター長	阪田 征彦
15	〃	ひかりの丘	施設長	森下 尚志
16	〃	サン・クラブ	施設長	林 康兵
17	〃	こども発達センター	施設長	松野 俊次
18	〃	障がい者総合支援センター	就労・生活支援室長	北村 親樹
19	指定障がい支援施設	光の家	次長	山本 多美子
20	行政機関	愛知県豊田加茂児童相談セン ター	主査	倉橋 宏之
21	〃	豊田市役所	福祉事務所長	幸村 的美

◎ 豊田市地域自立支援協議会担当者会議構成メンバー名簿

No.	分類	所属先	職名	氏名
1	学識経験者	日本福祉大学 地域ケア研究推進センター	研究員	佐藤 真澄
2	相談支援事業者	豊田市社会福祉協議会	相談担当副主幹	松村 健一
3	〃	むもん生活支援センター	生活支援ワーカー	殿内 勝夫
4	〃	ひかりの丘	相談支援員	小西 浩文
5	〃	サン・クラブ	精神保健福祉士	中村 祥子
6	〃	ハートピアランド豊田の杜	生活支援ワーカー	川北 小有里
7	〃	エポレ	精神保健福祉士	伊藤 清香
8	〃	さくらの杜	副理事長	千葉 晃嗣
9	〃	つえの里	事務局長	渡邊 清司
10	〃	スモールワン	理事	杉本 直子
11	〃	フリーステーションとよた	理事長	木本 光宣
12	〃	ハビネスネットワークあすけ	生活支援員	大須賀 嘉代
13	〃	こども発達センター	相談員	谷澤 雄樹
14	〃	障がい者総合支援センター	支援員	市川 繁夫

平成19年11月28日

## サービス検討部会の設置について（案）

### 1 目的・役割

- ・ 障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの支給決定に際し、豊田市が援護の実施者である障がい者及び障がい児の適切なサービス提供量等を決定をする上で多角的な意見を集約するためサービス検討部会を設置する。
- ・ 利用者及びその家族の状況を把握した上で、サービスの種類、サービスの内容及び量等について検討し、豊田市が行う障がい福祉サービスの支給決定について助言を行う。

### 2 今までの経緯

豊田市では、平成15年4月の支援費制度施行と同時に、相談支援事業者のネットワークである「生活支援ネットワーク」を構築して障がい児者の生活を支えるために必要な相談支援事業の推進を図るとともに、ネットワークのメンバーが中心となったサービス検討会議を毎月開催し、すべての利用者に対し公平・公正な支給決定に努めてきた。このサービス検討会議を自立支援協議会のなかではサービス検討部会として位置づけ、これまで行ってきた機能を継続していく。

### 3 サービス検討部会の構成メンバー

- ・ サービス検討部会は委託相談事業者等により構成する。  
(豊田市地域自立支援協議会サービス検討部会構成メンバー（案）を参照)

◎ 豊田市地域自立支援協議会サービス検討部会構成メンバー名簿（案）

No.	分類	所属先	職名	氏名
1	相談支援事業者	豊田市社会福祉協議会	相談担当副主幹	松村 健一
2	〃	むもん生活支援センター	生活支援ワーカー	殿内 勝夫
3	〃	ひかりの丘	相談支援員	小西 浩文
4	〃	サン・クラブ	精神保健福祉士	中村 祥子
5	〃	ハートピアランド豊田の杜	生活支援ワーカー	川北 小有里
6	〃	エボレ	施設長	成瀬 智
7	〃	さくらの杜	所長	千葉 晃嗣
8	〃	つえの里	事務局長	渡邊 清司
9	〃	スモールワン	相談支援員	杉本 直子
10	〃	フリーステーションとよた	理事長	木本 光宣
11	〃	ハピネスネットワークあすけ	生活支援員	大須賀 嘉代
12	〃	こども発達センター	相談員	谷澤 雄樹
13	〃	障がい者総合支援センター	支援員	市川 繁夫
14	指定障がい支援施設	サンホーム豊田	支援員	高橋 政人
15	〃	小原寮	支援員	佐藤 忠彦
16	〃	光の家	次長	山本 多美子
17	〃	観寿寿園	施設長	小松 鈴枝
18	〃	風音	施設長	城 多加志

## サービス検討部会要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、豊田市地域自立支援協議会要綱第9条第1項第1号に規定するサービス検討部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障がい福祉サービス等の支給決定に際し、豊田市が援護の実施者である障がい者及び障がい児の適切なサービス提供量等を決定する上で多角的な意見を集約するため、サービス検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第3条 検討部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）調査員の聴き取り内容に基づいて利用者及びその家族の状況を把握した上で、当該利用者が必要とするサービスの種類、サービス内容及び量等について検討し、豊田市が行う障がい福祉サービスの支給決定について助言を行うこと。
- （2）障がい福祉サービスの支給決定基準や相談支援のあり方、及び地域生活支援事業のあり方について助言を行うこと。

### （組織）

第4条 検討部会は、25人以内の構成メンバーで組織する。

2 構成メンバーは、次に掲げる者のうちから障がい福祉課長が決定する。

- （1）生活支援センター等において生活支援または生活相談事業を担当する職員
- （2）障がい者支援施設等において生活支援を担当する職員
- （3）障がい福祉課職員
- （4）その他障がい福祉課長が必要と認める者

3 構成メンバーの任期は1年とし、再任を妨げない。

### （会議）

第5条 検討部会に議長を置き、構成メンバーの互選によりこれを定める。

2 議長は、原則として毎月2回定例的に検討部会を召集する。ただし、議長が必要と認める場合は、随時招集することができるものとする。

3 議長は、検討部会の開催に必要と認めたメンバーを、構成メンバーの中からその都度指名する。

### （庶務）

第6条 検討部会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年11月 日から施行する。

(経過措置)

2 第4条各項の規定にかかわらず、検討部会設置時の構成メンバーは豊田市障がい福祉サービス検討会議の構成メンバーを充てるものとし、その任期は平成20年3月31日までとする。

平成19年11月28日

## 個別支援部会の設置について（案）

### 1 目的・役割

- ・ 関係者が連携し困難事例に対応するため、随時関係者を召集して個別支援部会を開催し、困難事例についてのケース検討を行う。
- ・ 個別支援部会での検討結果は担当者会議、運営会議に報告され、地域ニーズ及び地域課題として情報共有、集約、整理、検討が行われる。

### 2 今までの経緯

- ・ 豊田市では、平成15年4月の支援費制度の施行と同時に、個別の困難事例や精神障がい者のサービス利用に対して、随時必要な関係者を招集してケース検討会を行ってきた。このケース検討会を自立支援協議会のなかでは個別支援部会として位置づけ、これまで行ってきた機能を継続していく。

### 3 個別支援部会の構成メンバー

- ・ 個別支援部会は関係者が連携をとりながら必要に応じて対応策を検討する会議のため、特定の構成メンバーで固定するのではなく、障がい福祉課長が自立支援協議会の構成メンバーを中心に、必要なメンバーを招集して開催する。

## 個別支援部会要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、豊田市地域自立支援協議会要綱第9条第1項第2号に基づき、個別支援部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 障がい者及び障がい児が地域で自立した生活を営むことができるよう、対応困難な事例に対し、関係者が連携し対応するための個別支援部会（以下「支援部会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第3条 支援部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）個別の困難事例等（以下「個別事例」という。）に対し、関係者による情報共有、検討を行うとともに連携して対応を行うこと。
- （2）個別事例に対し、継続して経過を把握すること。
- （3）精神障がい者の障がい福祉サービスの利用に際し、関係者による検討を行うこと。

### （組織）

第4条 支援部会は、豊田市地域自立支援協議会の構成メンバーを中心に、個別事例ごとに障がい福祉課長が決定し、組織する。

- 2 構成メンバーの任期は、当該個別事例の検討及び対応に要する期間とする。

### （会議）

第5条 支援部会は、障がい福祉課長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 支援部会の議長は、構成メンバーの中から、障がい福祉課長が指名する。

### （庶務）

第6条 支援部会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

### （委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、支援部会の運営に関し必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成19年11月 日から施行する。

平成19年11月28日

## 専門部会（課題検討部会）の設置について（案）

### 1 目的・役割

- ・ 自立支援協議会は会議回数も限られていることから、限られた時間で有益な議論ができるよう、テーマ別に専門部会を設置し、必要な資料の収集、必要な事項の調査、及び研究等を行う。

### 2 課題検討部会について

- ・ 自立支援協議会の設置に合わせて、1つ目の専門部会として「課題検討部会」を設置する。
- ・ 今年度は、委託相談支援事業者のうち中心的なメンバーで構成する。  
（豊田市地域自立支援協議会課題検討部会メンバー名簿（案）参照）

◎ 豊田市地域自立支援協議会課題検討部会メンバー名簿（案）

No.	分類	所属先	職名	氏名
1	学識経験者	日本福祉大学 地域ケア研究推進センター	研究員	佐藤 真澄
2	圏域アドバイザー	むもん生活支援センター	センター長	阪田 征彦
3	相談支援事業者	豊田市社会福祉協議会	相談担当副主幹	松村 健一
4	〃	むもん生活支援センター	生活支援ワーカー	殿内 勝夫
5	〃	ひかりの丘	相談支援員	小西 浩文
6	〃	ハートピアランド豊田の杜	生活支援ワーカー	川北 小有里

## 専門部会要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、豊田市地域自立支援協議会要綱第9条第1項第3号に規定する専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 豊田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）での有益な議論を可能にするため、個別のテーマや課題について必要な調査、研究等を行う機関として専門部会を置くことができる。

### （所掌事務）

第3条 専門部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）協議会の所掌事項に関する必要な基礎資料の収集に関すること。
- （2）協議会の所掌事項に関する必要な事項の調査及び研究に関すること。
- （3）その他設置目的達成に必要な事項に関すること。

### （組織）

第4条 専門部会は、協議会の構成メンバーの中から、テーマや課題に応じて協議会の会長が指名する者で構成する。

2 メンバーの任期は、当該専門部会の所掌事項についての調査及び検討等が終了するまでの期間とする。

### （会議）

第5条 専門部会にリーダーを置き、メンバーの互選によってこれを定める。

- 2 リーダーは、専門部会を招集し、議長を務める。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは会議にメンバー以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

### （庶務）

第6条 専門部会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

### （委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成19年11月 日から施行する。